

春日部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の給与に関する条例（平成１７年条例第５２号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（期末手当） 第17条 期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第17条の３までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第17条の３第１項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１か月以内に<u>退職し</u>、又は死亡した職員（第19条第６項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 ４ 第２項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（<u>退職し</u>、又は死亡した職員にあっては、<u>退職し</u>、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 第17条の２ （２） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第４項の規定により失職した<u>職員</u> （３） 基準日前１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの （勤勉手当） 第18条 勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における規則で定める期間の人事評価の結果及び基準日以前６か月以内の期間に	（期末手当） 第17条 期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第17条の３までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第17条の３第１項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１か月以内に<u>退職し</u>、<u>若しくは地方公務員法第16条第１号の規定に該当して同法第28条第４項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（第19条第６項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 ４ 第２項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（<u>退職し</u>、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、<u>退職し</u>、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 第17条の２ （２） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第４項の規定により失職した<u>職員（同法第16条第１号の規定に該当して失職した職員を除く。）</u> （３） 基準日前１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの （勤勉手当） 第18条 勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における規則で定める期間の人事評価の結果及び基準日以前６か月以内の期間に

おける勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に<u>退職し</u>、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	おける勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に<u>退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号の規定に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（<u>退職し</u>、又は死亡した職員にあっては、<u>退職し</u>、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額 （<u>会計年度任用職員</u>の給与）	2 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（<u>退職し、若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、<u>退職し、若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額 （<u>臨時的に任用される職員</u>の給与）
第18条の2 地方公務員法<u>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>の給与については、別に条例で定める。 （休職者の給与）	第18条の2 地方公務員法<u>第22条第5項の規定により臨時的に任用される職員</u>の給与については、別に条例で定める。 （休職者の給与）
第19条 6 第2項又は第3項に規定する職員が、<u>これらの規定</u>に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1か月以内に<u>退職し</u>、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、<u>それぞれ第2項又は第3項の規定</u>の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。	第19条 6 第2項及び第3項に規定する職員が、<u>当該各項</u>に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1か月以内に<u>退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号の規定に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、<u>当該各項</u>の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第18条の2の改正規定以外の改正規定及び次項の規定は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和元年12月14日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号の規定に該当して同法第

28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、改正後の第17条第1項及び第4項、第17条の2第2号（第18条第6項及び第19条第7項において準用する場合を含む。）、第18条第1項及び第2項第1号並びに第19条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。